

座間市パートナーシップ宣誓制度

多様な生き方を選択できる社会へ

一人一人が互いに人権を尊重し、差別や偏見のない、多様な生き方を選択できる社会づくりを目指して、10月1日から「座間市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

担当広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

座間市パートナーシップ宣誓制度とは？

市のパートナーシップ宣誓制度は、同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、さまざまな事情により婚姻の届け出をしていない、または届け出をできない2人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」などを交付するものです。

宣誓および受領証などの交付により法的な効力が生じるものではありませんが、宣誓する2人が自分らしく生き生きと生活できるように、2人の思いを尊重し、応援するものです。



2人の思いを応援します！

宣誓をすることができる人は？

以下の要件を満たしている2人です。

- 民法に規定する成年に達している
 - 双方が市民である。または一方が市民で、他方が3カ月以内に市内に転入予定である
 - 婚姻をしていない
 - 宣誓をする相手以外とのパートナーシップがない
 - 民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）ではない
- ※ただし、パートナーシップにある2人が養子縁組をしている場合は、解消した後に宣誓をすることができます。



宣誓に必要な書類は？

- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- 婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本など）
- 本人確認書類（運転免許証など）



宣誓の手続きは？

1 宣誓日の事前予約

- 希望する宣誓日の原則7日前（土曜・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）までに電話で担当に連絡する。



2 パートナーシップ宣誓

- 必要書類を持参し、予約日時に2人で来庁する。
- 職員の面前で宣誓書などに署名し、必要書類を添えて提出する。
※プライバシー保護に配慮したスペースを用意します。



3 受領証などの交付

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します（原則即日交付）。
※交付まで1～2時間ほど時間がかかります。

パートナーシップ宣誓書受領証カード	
座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
氏名	_____
生年月日	_____
宣誓日	_____
第 号	_____
令和 年 月 日	_____
座間市長	

パートナーシップ宣誓書受領証カード（イメージ）

